

## 9. 定期積金規定

### 1. (掛金の払込み)

(1) この積金は、通帳記載の掛込日に掛込金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳を提示してください。なお、初回掛込時に通帳記載の掛込金総額を一括して払込むことはできません。

また、満期日後は、掛込金の払込みはできません。

(2) この積金は当店のほか当行本支店のどこの店舗でも払込みができます。

### 2. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を掛込日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡になったときは、掛込金になりません。不渡となった証券類はこの通帳の当該掛込み記帳を取消したうえ、当店で返却します。

### 3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。なお、満期日の前には解約できません。

### 4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。

または、通帳記載の利回りによって計算した遅延利息をいただきます。

### 5. (給付補てん金等の計算)

(1) この積金の給付補てん金は、通帳記載の給付契約金と掛込金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に通帳記載の掛込金総額に達しないときは、掛込日から満期日の前日までの期間について、次の③によって計算し、この積金の掛込金残高相当額とともに支払います。

② 当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときおよび預金等共通規定第6条第5項によりこの積金を満期日前に解約する場合は、掛込日から解約日までの期間について、次の③によって計算し、この積金の掛込金残高相当額とともに支払います。

③ 前各号の期間に応じた計算は、次によります。ただし、下記Bの利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。この場合の計算の単位は1円とします。

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| A 初回掛込日からの期間が 12 か月未満のもの | 解約日の普通預金利率   |
| B 初回掛込日からの期間が 12 か月以上のもの | 通帳記載の利回り×60% |

### 6. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛込金が掛込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて計算します。この場合、先払日数 11 日以上のものに限ります。

(2)先払分に応じて、満期日の繰上げは行いません。

**7. (満期日後の利息)**

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛込金総額に達しないときは掛込金残高相当額）に満期日から解約の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

**8. (解約)**

この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに提出してください。

以 上